

スマートフォンの学校持ち込みと教育利活用の現状に関する考察

加藤 浩治¹

はじめに

2008年、大阪府知事より携帯電話の学校持ち込み禁止が発表され、翌2009年、文部科学省(文科省)からの通知によって全国の小中学校への持ち込みが原則として禁止された。当時は、携帯電話がインターネットに接続できるようになりカメラ機能を搭載するなど国産携帯電話の多機能化が急速に進んでおり、また、アメリカでiPhoneというスマートフォンが発表された時期でもある。今やガラケーと呼ばれる国産の多機能携帯電話を子どもたちが学校に持ち込んだときに起きうる問題について、多くの大人が予見できたと考えられる。その後、持ち込み禁止の間にも幾つかのトラブルが起き、情報モラル教育やフィルタリングなどの方策を講じつつ約10年が経過した。そして2018年10月に大阪府教育委員会から、学校への携帯電話持ち込み禁止を解禁する方針が発表され、その後、文科省や東京都をはじめとする自治体から見直しの方針が相次いで表明された。現在、文科省において2019年度末に結論を出すことを目指して、有識者による懇談会が断続的に開かれている。

現在の携帯電話は、より高機能なスマートフォンが主要な位置づけを担っていることから、学校持ち込みを解禁した場合のトラブル発生には十分に備えなくてはならない。一方、ICT機器としてのスマートフォンをBYOD(Bring Your Own Device: 私的デバイスの学校持ち込み活用)し、利活用することによる教育的効果は相当に大きいものとなる事が期待される。本稿では、スマートフォンを学校教育に利活用する可能性、および学校持ち込みを認める場合の注意点について、多角的に調査のうえで考察する。

I. 携帯電話学校持ち込み禁止と解禁の動向

携帯電話の学校持ち込み原則禁止の方針は、2008年5月17日に教育再生懇談会による小中学生の携帯電話の使用を制限するとの提言が大きな契機となっている。その冒頭において、子どもを有害情報から守るため必要のない限り小中学生が携帯電話を持たないよう保護者・学校・関係者の協力が必要、とされている。さらに、小中学生が携帯電話を所持する場合、通話機能等に限定したものが利用されることを推奨した。また、そうした携帯電話の開発と普及に事業者の協力、小中学生の携帯電話のフィルタリングの在り方について更なる検討が必要と報告している。

これを受けて同年7月1日に閣議決定された教育振興基本計画の第3章で、学校・家庭・

¹ 平成国際大学准教授

地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させることをうたった。その施策として、関係府庁が連携して社会の有害環境から子どもたちを守るための取組みの体制を整備し、保護者をはじめとする関係者の意識向上に向けた啓発活動を実施することとした。子どもが使用する携帯電話等において原則としてフィルタリングが利用されることを目指し、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発し、地域・学校・家庭における情報モラル教育を推進することが盛り込まれた。

同年12月3日、大阪府の橋下徹知事が「児童・生徒の公立小中学校への携帯電話持ち込みを禁止」、「大阪市、堺市など政令指定都市を除く府立高校では持ち込みは認めるが使用は禁止」という方針を打ち出した。そして文科省は、2009年1月30日になって「学校における携帯電話の取扱い等について」において、小学校と中学校への持ち込みを原則として禁止し、高等学校では使用制限を設けることを通知した。東京都教育委員会も「子供の携帯電話の利用に係る取組について」を通知し、都内公立小・中学校に加えて都立高校についても携帯電話の持ち込みを禁止としたが、特別支援学校については、生徒などの実態に応じて学校側が判断できる、とした。

携帯電話の学校持ち込み原則禁止が決まった当時は、ガラケーと称される日本版多機能型携帯電話が全盛であった。しかし、その直後の2010年頃から海外製の基本ソフトを搭載したスマートフォンが日本にも普及し、いわゆるガラケーに取って代わり、次第に若者から青少年の手に渡ってゆく。内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査結果(平成30年度)」によると、スマートフォンによるインターネット利用率は高校生94.1%、中学生70.6%、小学生でも45.9%に達している。

学校持ち込み原則禁止の状態です約10年が経過した2018年10月12日、大阪府教育委員会は府議会教育常任委員会において、府内の公立小中学校で携帯電話の持ち込みを原則禁止としている方針を見直すことを明らかにした。そして、2019年3月27日に「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を発表した。登下校中の安全・安心のために、携帯電話の所持を「一部解除」すること、子どもに携帯電話を持たせるかどうか

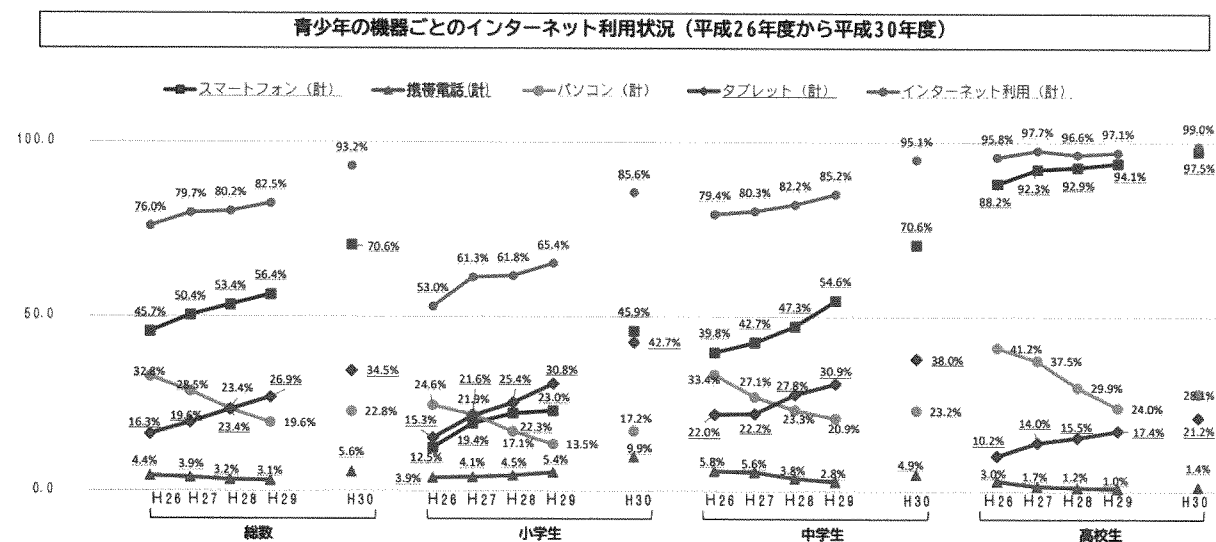


図1. 青少年の機器ごとのインターネット利用状況(内閣府)

かの判断とその管理責任が保護者にあると明記した。登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルールとして、携帯電話を登下校中に持つ目的を防災・防犯に限定、校内では携帯電話の使用を禁止している。また、学校で情報機器との向き合い方を積極的に指導するものとしている。携帯電話が子どもたちの

同意確認事項		保護者	児童
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話を使いません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2	校内ではかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話を使いません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

___年___組___番

児童氏名_____ 保護者氏名_____ 印

図2. 携帯電話の取扱いに関する同意確認書(大阪府教育委員会)

間にも急速に普及したことに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加している。そのため、その使用に関する危険性やルールを、子どもたちや保護者に啓発する必要性が高く、生徒指導の喫緊の課題であることを明記している。そして保護者に対し、「子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことを家庭で確認、約束し、その内容を学校に伝えてください。」と明示している。学校に提出させる「携帯電話の取扱いに関する同意確認書」の同意確認事項の表を図2に示すが、保護者と児童がそれぞれ各項目にチェックマークを書き込む形式になっている。

兵庫県立大学の竹内和雄氏は4月21日の産経新聞紙上で、学校でも携帯電話について教えることを必要としつつも盗難や成績低下など懸念材料が多く、議論と準備が不十分との見解だ。スマートフォンのマナーについて、正しいことを子供に指導すべき大人のマナーがまず十分でなく、高度情報化社会に必要な情報モラル教育を社会全体で考え直す必要性を指摘している。また、同紙において教育評論家の尾木直樹氏は、議論不足で強引に感じられるとし、韓国にある子供が夜中にゲームができないようインターネットを遮断するシステムが日本にないことを指摘し、今回の解禁の動きを厳しく評している。

文科省は5月31日、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況が変化していることを踏まえ、先の「学校における携帯電話の取り扱い等について(通知)」で小中学校「持ち込み原則禁止」、高校「校内使用の制限」示した基本について改めて検討を行うため、「学校における携帯電話の取り扱い等に関する有識者会議」の第1回会合を開催した。省側から方針が説明された後、参加委員からの意見として、高額なスマートフォンが紛失した場合の対処、親から自己責任の同意書をとることの有効性、ゲームに嵌まって歩きスマホなどの対処、依存症や電磁波問題など、解禁に向けた課題が示された。

その後、有識者会議は毎月に近いペースで開かれ、7月24日、第4回会合でヒアリングが行われた。全国連合小学校長会の代表は学校への携帯電話持ち込みを認めた場合、それが原因となって保護者の経済的負担が増すこと、低学年の子供に持たせるリスクを重く捉

えている保護者が多いこと、子供たちが登下校中に携帯電話を操作すると交通事故などの恐れがあること、SNSに関するトラブルに子供たちが巻き込まれやすくなること、校内や登下校時に発生する携帯電話の問題について学校に寄せられる相談に対応することによって本来の教育活動に影響が出ること、を指摘した。そのうえで、BYODの取り組みも理解するが小学校は義務教育なので学習に必要な環境整備は学校設置者が負うべきだ、との認識を表明した。続いて全日本中学校長会の代表は、持ち込みを認める場合には、保護者の責任を明確に位置付けること、学校の管理責任を果たすため施錠可能な保管ボックスなど施設の整備や過失による破損に備えた損害賠償保険への加入などの予算措置が必要なこと、授業風景などの盗撮が起きないように生徒に向けたリテラシー教育や携帯電話を持っていない生徒への配慮の必要なことなどを指摘し、現時点で学校への携帯電話の持ち込みを認めるのは時期尚早との見解を表明した。全国高等学校長協会は、公共交通機関があまり便利ではない地方では、通学時に保護者らと連絡を取るために携帯電話が必要という事情もあるなど地域の実態にあわせて柔軟に判断することが必要とした。

10月11日の第6回会合では、保護者から日常的なメールが校内にいる子どもたちに送られて混乱させている事例が、日本私立小学校連合会の斎藤滋副会長から報告された。また、久里浜医療センター精神科の中山秀紀医長が、持ち込みを禁止されてきた学校について、「学校は子供たちにとってネットの世界から離れられる貴重な場所」と評価し、「学校にいる時間は、ネットやゲームのやりすぎにストップをかける貴重なもの。それが失われると、依存症のループにはまる危険性が高まるのではないか」と述べた。さらにゲーム依存症などで通院する中高生を診断してきた経験から「大人の依存症は仕事など生活に直結する問題で改善も促しやすい。一方で子供の依存症は、保護者が日常生活を賄うので、自身が困ることが少なく長期化しやすい」と危険性について述べた。

11月13日、第7回会合では、日本PTA全国協議会が傘下の64協議会に行ったアンケート結果から、小中学校への携帯電話持ち込みについて議論しているのは、回答した44協議会のうち7協議会、持ち込みを認めるべきと答えたのは回答した22協議会のうち3協議会であったことが報告された。持ち込み解禁に積極的な意見が少なかった背景として、学校の管理負担が大きい、機器が高価である、子供たちのSNS利用による個人情報の流出やいじめ増加の恐れがある、携帯電話の所有者と非所有者による格差の発生する、保護者のニーズがそれほど大きくない、などが挙げられた。次に、安心ネットづくり促進協議会の尾花紀子・普及啓発広報委員会副委員長は保護者と子供が持ち込みルールを守るかを試す試用期間の設定、持ち込み端末へのフィルタリングなどの共通設定による子供の安全確保を提案した。委員から「登下校時の責任は学校か保護者か、どちらにあるのか」との指摘が出た。

以上のように、専門家や学校教育者からの見解を受けて、2019年度末までのおよそ3か月程度の間にはどのような方策を打ち出すのか注視したい。

II. スマートフォンによるICT利活用の現状

モバイル社会研究所が3月5日、発表した小中学生の携帯電話所有率に関する調査レポートによると「スマートフォン」と一般的に「ガラケー」と呼ばれる「フィーチャーフォ

ン」を合わせた所有率は、小学 1～2 年生は 21%，小学 3～4 年生は 40%，小学 5～6 年生は 45%であり、中学 1～3 年生になると 65%まで上昇している。機種構成比に注目すると、小学 1～2 年生はフィーチャーフォンが 18%と携帯電話所有率の 9 割弱を占めていることがわかる。小学 3 年生以上になるとスマートフォンが増加するが、それでも 6 割から 7 割程度である。そして中学 1～3 年生は 63%がスマートフォンとなり、フィーチャーフォンはわずか 2%に低下

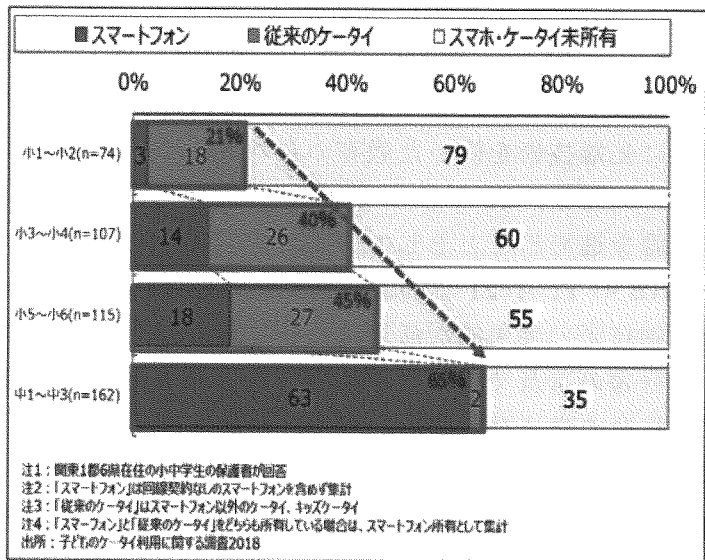


図 3. 小中学生の携帯電話所有率 (モバイル社会研究所)

している。中学生が携帯電話を所有する場合、そのほとんどがスマートフォンになっている。なお、図 3 においては「フィーチャーフォン」を「従来のケータイ」と記述している。

OECD が進めている国際的な学習到達度に関する調査 PISA (Programme for International Student Assessment) 2015 の「ICT 活用調査」において、「学校での使用頻度：ほかの生徒と共同作業をするために、コンピュータを使う」という設問に対して「全くかほとんどない」との回答は、日本が最高の比率となっている。これは ICT の教育利用が遅々として進まない現実に加え、共同して学習を進める形式の教育が、日本ではいまだに十分でないという複合的な原因があるものと考えられる。

文科省が公表した「平成 30 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」から、学校における主な ICT 環境の整備状況は着実に進行している。教育用コンピュータ

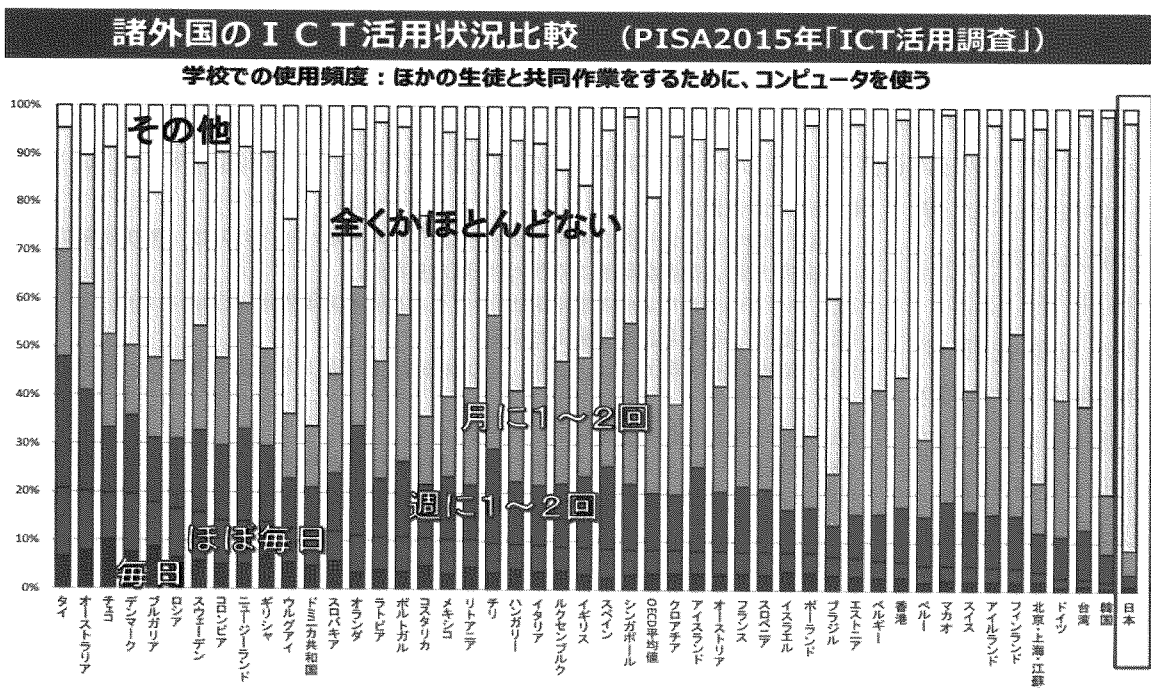


図 4. 諸外国の ICT 活用状況比較 (PISA2015 を元に文科省作成)

1 台あたりの児童生徒数が 5.6 人／台から 5.4 人／台、普通教室の無線 LAN 整備率が 34.5%から 40.7%、30Mbps 以上のインターネット接続率が 91.8%から 93.4%へとそれぞれ上昇している。同じく文科省から公表された ICT 活用の工程表によると、まず 2020 年度中に先端技術を使った教育の在り方についてガイドラインを策定し、22 年度に SINET を学校に開放、25 年度までにパソコンやタブレットを児童生徒 1 人に 1 台利用できる環境整備を進めることとしている。

2019 年 11 月 21 日の教育新聞によると、中教審初等中等教育分科会の特別部会は ICT や先端技術の効果的な活用について議論した。コンピュータ 1 人 1 台環境の下で、デジタル教科書の普及や遠隔授業の実施などを見据えた学校の ICT 環境整備の工程表が示された。政府の経済財政諮問会議で、児童生徒 1 人につき 1 台の学習者用コンピュータを学校に整備する方針が打ち出されたことに呼応している。

次に、自治体の対応はどうか。まず東京都は 2018 年度から都立高校において生徒が個人で所有するスマートフォンを授業で活用できるように整備を進めている。都立高 186 校のうち 10 校をモデル校に選び、18 年度予算案に約 2 億 3000 万円を計上して Wi-Fi を整備、効果や課題を検証しながら 20 年度以降、全高校に広げることを目指す。都は ICT を教育に活用するため、各校に生徒 1 人に 1 台の割合でパソコンの配備を進めているが、既に多くの生徒がスマートフォンを持っていることや、コスト削減につながることを踏まえてその活用を決めた。校内持ち込みを禁止してきた高校も多いため、新たな学校のルールづくりやスマートフォンを持っていない生徒への対応などについて 19 年度までに検討する。ICT を活用した授業で蓄積される学習記録のビッグデータ化などにより、指導方法を改善し生徒の苦手分野の克服を視野に入れることなどをうたっている。

そして、適切な運用を図ることを目指して生徒向けに都立学校 BYOD ネットワークシステム利用ルールを 2018 年 9 月 4 日に施行した。これは全 10 項目からなり、その第 4 項「利用上の注意点」がルールの中核にあたると思われるので、図 5 に示す。その他に利用範囲を Web ブラウザに限ること、認証 ID の管理方法、端末のセキュリティ対策などが規定されている。機器の持ち込みに関する規定は盛り込まれていないことが特徴といえる。基本的に通学中の生徒が認証を受けることができ、ルールに従わない場合は認証を取り消される一方、この BYOD ネットワークを利用することによって生じた損害等について教育長と学校は一切責任を負わないことを明記している。

都の方針を受けて 2019 年 3 月 22 日に施行された都立向丘高等学校は、BYOD (Wi-Fi) 利用規則の第 3 項において、利用時間、場面を授業や学校での諸活動の時間と

4 利用上の注意点

BYOD ネットワークを利用する生徒（以下「ユーザ」という。）は、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。

- (1) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用又は提供してはならない。
- (2) 利用は、教育上必要な場合に限る。
- (3) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。
- (4) 誹謗中傷に当たる行為を行ってはならない。
- (5) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
- (6) データ送受信の際には、ネットワークに過大な負担を与えないようデータ容量に注意すること。
- (7) その他、学校が禁止する行為を行ってはならない。
- (8) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為を行ってはならない。
- (9) その他、教育庁が不適切と判断する行為を行ってはならない。

図 5. 都立学校 BYOD ネットワークシステム利用ルール第 4 項（東京都教委）

規定している。利用範囲を都のルールに準じることとし、「また、教員の指示があるとき以外、スマートフォンは、電源を切り、鞆の中に入れておくこと」との規定を盛り込んだ。また、教員から指示のないファイル転送と学校内での充電を禁止している。この高校は東京都教育委員会から、「スマートスクール構想実証研究校」として指定され、BYODを取り入れた授業等を実施している。その様子は文部科学省の学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議（第3回）でも報告された。

向丘高校は校則の第8条「高校生のインターネット活用マナー」において、携帯電話やスマートフォンなど情報機器の学校持ち込みに制限がないことを明示している。しかし、その機器類は非常に高額で紛失や故障などのトラブルに学校は責任を持ってないため、保管は各自で責任を持つこと、さらに授業や考査のときには電源を切って鞆にしまい、式典会場に持ち込まない、などマナーを考えた行動を求めている。教室移動がある授業では、生徒が自主的にスマートフォンをカゴに入れるルールが徹底されており、カゴに入れずに無断使用する例は起きていないとされる。

その利用方法については、生徒の自習時間の増加を図る目的で学習用アプリケーションを利用した Web 学習システムと連係する模擬試験を導入した。19年度からは全校生徒が契約し、分析結果を基に生徒に対して苦手な部分を克服するための動画を配信している。朝学習の時間に生徒がスマートフォンを無断使用していたなどのルール違反が年に数回は発生しており、これに対する担任の指導としてスマートフォンを預かり反省を促し、「スマートフォン使用の自分ルール」を原稿用紙に書いて提出ののち、指導後に保護者へ連絡しスマートフォンを返却したとされる。向丘高校の事例は、生徒自身の自覚を促しつつ適切な利用を図る試みが奏功していると考えられる。

次に、神奈川県内の高校の教育 ICT の進展事例を紹介したい。県立秦野高校は2016年に神奈川県教育委員会より ICT 利活用授業研究推進校に指定され、スマートフォンを ICT 機器として利用した授業を展開している。例えば、数学の小テストでは、生徒がスマートフォン画面を見ながら問題を解いて、答を選択して送信すると正誤と得点が表示される。また、生徒の中にサポート役を立てることで、ICT を利活用するための環境を定着させ、その利活用能力を育成している。こうした活動を通して ICT に関する課題等を把握させ、メディアリテラシーを育成する。生徒同士で話し合っていく中で、問題解決能力を育成することを目的として、ICT 推進グループの職員、各クラス生徒からなる ICT 委員会を組織している。

また、生田高校は神奈川県の ICT 利活用校指定を受け、環境構築に取り組んできた。パナソニック教育財団の助成を受け「道具としての ICT」を推進している。さらにスマホによる BYOD 導入で、全生徒が ICT 利用可能となった。生徒たちが持っているスマートフォン、学校の基幹システムは G-Suite、クラウドとして進路支援にも役立つ Classi、さらに授業支援のツールとしてロイロノートを装備している。同校の天野尚治教諭によると、スマートフォンの BYOD 導入に際し、通信キャリア会社やサイバー対策企業から講師を招いてセキュリティ意識とモラル意識を強化している。

スマートフォンの教育現場における積極的利活用例について、もう一つを挙げておきたい。東京都杉並区立和田中学校の校長を務めた藤原和博氏は、スマートフォンを校内教育利活用する方向の推進的な立場から、「高校生が動画を見る端末は、もはやテレビのディス

プレーではなくスマホなんですね。学校から与えられたタブレットを使うよりも、自分の体の一部だと思っているスマホを使った方がはるかに操作頻度も高いでしょうし、自分の意見を表明しやすくなると考えています。高校の授業で生徒たちの意見を自分のケータイから送信させて、それを集約してみんなの意見を共有したことがあります。ワークシートを印刷して、授業の後に200字の意見を書いてと言っても、クラスの半分くらいの子が書けませんでした。ところが、スマホを使ってみたら、全員が20字から200字の文章を送信してきたんです。これはすごいと、先生たちも騒然となりました。」(原文ママ)との経験談が述べられている。スマートフォンを使い慣れた生徒たちには、自分の感想を紙に書くことよりもスマートフォンに入力して送信する方が容易であるためと考えられる。スマートフォンの教育利用の在り方を展望するために有益な情報ではないだろうか。

Ⅲ. スマートフォン利用に関わる問題と対策

スマートフォンの教育的な利活用の可能性とトラブル事例について、2019年8月、平成国際大学で実施された教員免許状更新講習の選択科目「スマホ/デジタルゲームと子どもたち」において採り上げた際には、受講している小学校、中学校、高校、特別支援学校で勤務している教員の関心の高さをうかがうことができた。筆者が担当した講習3時間の後半において、グループ学習形式で、スマートフォンに関わるトラブルに遭遇した場合の対策についてグループで話し合う時間を設けた。その後、スマートフォンの利活用、インターネットトラブルおよび学校におけるその対策について、アンケート形式で調査に協力していただき、幼稚園1名、小学校15名、中学校4名、高校10名、特別支援3名、その他1名の計34名から回答を得た。

教員が担当する子どもたち、すなわち教え子がスマートフォンを利用する状況によって、どの程度に問題意識や利用の意義を見出しているのだろうか。13の状況を想定して設問を用意し、5選択肢を設けた。その結果を図6に示す。

まず、「大いに問題」との回答が極めて高いのは、「深夜利用」と「長時間利用」である。発達段階の子どもたちにとって十分な睡眠は心身の成長のためにも必要なことだ。睡眠をとるためには、深夜になる前にスマートフォンの利用をやめて就寝するべきであり、また長時間にわたるスマートフォン利用は当然のごとく睡眠時間を削る結果となる。その他にも、視力の悪化、ブルーライトによる睡眠の質の悪化による成長阻害、さらには依存的利用による障害の発生まで想定される。大人になれば睡眠不足の弊害が自覚できる人が多いだろう。しかし、子どもは大切な友達との交信が深夜に続いてはいけなからと、自分だけが友達に知られないようこっそりと中断できるだろうか。また、インターネットを介した仲間と協力して怪物と戦っているゲームから自分だけが退出して就寝することができるだろうか。中断や退出ができないまま深夜、深みにはまると朝になるまで利用し続けることがありうる。その後、朝になっても起きることができずにいるわが子を心配した親がその子を医師のもとに連れていくと、「起立性調節障害」と診断されることがある。この障害の原因は睡眠不足とは限らない。しかし、診断のおかげで学校に通わず家でたっぷり睡眠を取って、夜になると元気が出てきてゲームに興じ、また深夜はスマートフォンと共に起きている。昼夜逆転の生活に陥ってしまったために、容易に症状が改善しない子どもがい

るのではないだろうか。

次に「歩きながらの利用」も大いに問題とされる例であり、年齢を問わず危険性が指摘されている。歩きながらのスマートフォン利用は、何かに夢中になると周囲への注意が不足しやすい子どもたちにとって、重大な事故に遭遇しかねない危険な行為である。

「食事中的利用」と「ゲーム利用」に関しては、「大いに問題」と「問題の可能性」の合計が9割を超えていることに加え、「問題の可能性」が高いのが類似点である。有効に活用される場面や問題なく利用できる状況もあるだろうが、自ら利用しているために子供に禁じることができないという回答者もいるのではないだろうか。さらに「校内利用」については「大いに問題」が26%であるのに、「問題の可能性」は62%となった。校内利用を認めつつ問題を未然に防ぐ有効な手段を検討してゆかなくてはならない。

これらに続いて問題もしくは可能性が高いものは、「通学時利用」である。「大いに問題」が24%と多いものの、「メリットが大」との回答が26%に上っている。「学習中の利用」は、「大いに問題」が12%、「問題の可能性」が56%、それだけでなく「メリットが大きい」が21%を示した。「学校持ち込み」については「問題」とする回答が過半数であるが、「全く問題ない」と「メリットが大」を合わせると3人に1人が肯定的な見解である。

13設問の中で「SNS・LINE利用」は「問題の可能性」が79%と極めて高く、また、「大いに問題」と「メリットが大きい」がともに6%となって拮抗している。必要性が高く、かつ、問題が発生しやすい性質を兼ね備えているためと思われる。

「地図の利用」と「学習の利用」には、「大いに問題」との回答が0%、「問題なし」と「メリットが大」の回答を合わせると半数程度となるなど類似点が見いだせる。「緊急時利用」については、「メリットが大」が56%を示しており今回調査の13設問中で最高である。大阪北部地震を経験した保護者から、緊急時の連絡手段として通学時に携帯電話を持たせることを認めてほしいとの要望が寄せられたとの情報と矛盾はない。しかしながら、大地震

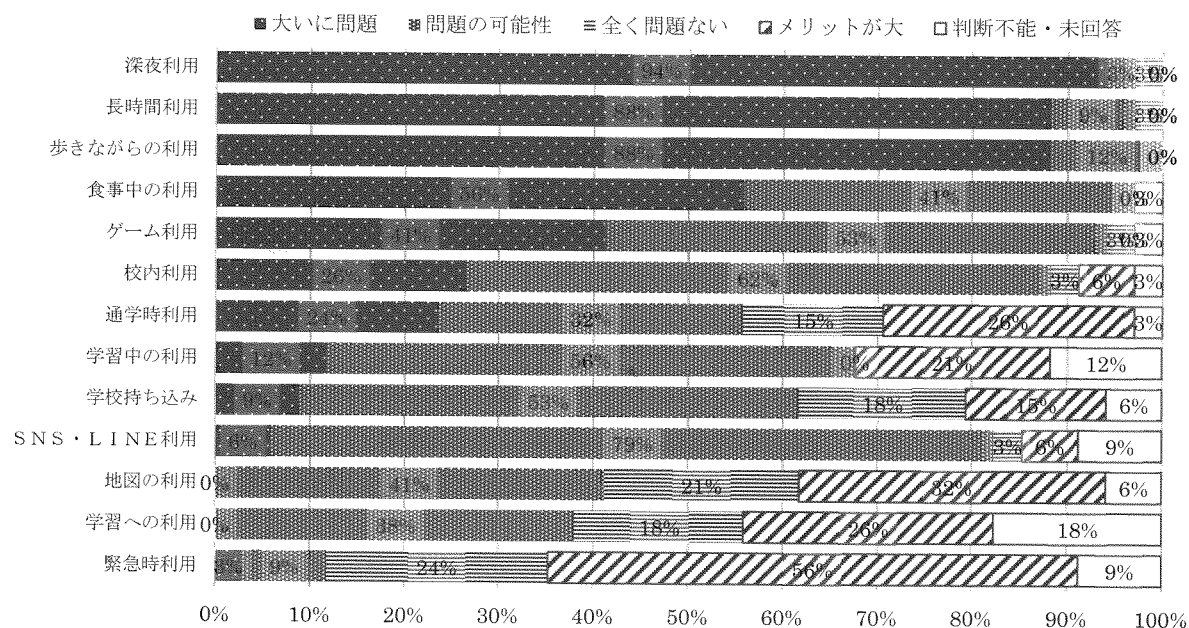


図6. 教え子のスマートフォン利用に関わる教員の問題意識 (筆者作成)

などの緊急時に携帯電話が連絡手段として役に立つのか、そもそもそういった大災害時には通信容量のオーバーを防ぐためには個別の通信を控えるべきではないのか。また、携帯電話で安否が確認できない保護者から学校に問い合わせが相次ぐのではないかと、といった指摘に対して十分な配慮をしなければならないだろう。その意味で、メリットに理解を示す教員が多い一方で、「大いに問題」3%、「問題の可能性」9%という結果が見られたことを看過するべきではない。

学習への認識はどのようなものか、2設問を用意した。まず、「学習への利用」に関しては「全く問題ない」と「メリットが大」を合わせると44%に達し、教員たちがスマートフォンの学習利用に理解を示している様子だ。「問題の可能性」が38%と高いものの、「大いに問題」との回答が0%となったことにも注目すべきだろう。また、「判断不能・未回答」の計は18%となっているが、この数値は他の設問を引き離して多く、スマートフォンが学習に問題となるのか活用されるのか、教員によって意識が大きく異なっていることを示していると考えられる。ここで、もう1つの設問「学習中の利用」に注目すると、「大いに問題」と「問題の可能性」の合計が7割近くになる。学習中であるのに動画を再生していると注意力は散漫になる。また、LINEの着信に反応したり、送信相手の未読が気になり何度も画面を確かめたり、ということをしていると、勉強どころではなくなるかもしれない。学習中にスマートフォンを利用する場合、通信を完全に切るなど相当に厳格な利用条件を決めておいてそれを守らないと、メリットが得られるどころかかえって学習そのものを阻害する原因となってしまう。

スマートフォンはインターネットに接続するサービスを容易に使うことができるため、特に青少年が遭遇したさまざまなトラブルが報告されている。代表的な事例集として、総務省が例年発表している「インターネットトラブル事例集」がある。そうしたトラブルに教え子が見舞われるリスクに対処するために、教師としてどのような対策をとればよいのか、複数選択式で回答を得た。

最も回答が多かったのが、「全校もしくは学年別に講演会などを行う」である。キャリア系企業やLINEなど通信アプリ企業は学校に赴き、インターネットトラブルを回避するための講演サービスを行っている。次いで、「教員間でトラブル関連情報の共有に努める」が

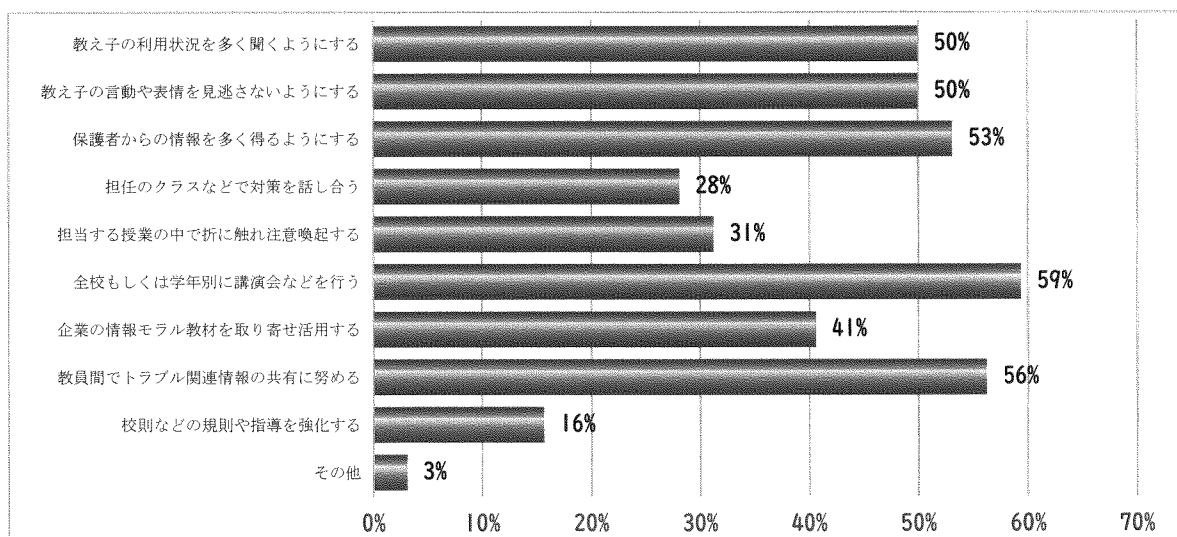


図 7. 教員が選択するスマートフォン利用によるトラブルの対策 (筆者作成)

56%となった。教員間の情報共有は極めて有効で大切な機会である。3番目は、「保護者からの情報を多く得るようにする」53%となり、家庭での子供の様子や家庭環境そのものを理解することが対策に有効であると思われる。

「教え子の利用状況を多く聞くようにする」および「教え子の言動や表情を見逃さないようにする」は50%であった。保護者からの情報に比べて当事者である教え子からの情報収集の有効性が少なくなっていることは、スマートフォンやインターネットによるトラブルの直接的な指導の難しさを示しているように思われる。「企業の情報モラル教材を取り寄せ活用する」41%、「担当する授業の中で折に触れ注意喚起する」31%、「担任のクラスなどで対策を話し合う」28%となっている。「校則などの規則や指導を強化する」は16%で、具体的な対策としては最低の選択数となった。規則の強化では十分な対応が困難であるとする教員が多いのではないだろうか。なお、「その他」(3%)の記述欄に、「子どもの携帯電話使用方法を保護者に指導する」と記されていたが、保護者を含めた指導や教育、さらに双方の情報交換の機会は十分に用意する必要がある。

IV. 結論と考察

高校においては、東京都や神奈川県の実例に見られるように、スマートフォンの教育利活用が力強く推進されている。BYODによる教育利用には、情報科のみならず普通教科についても成果が期待できる。都立高校が携帯持ち込み禁止されていた約10年を経て、校内の教育でスマートフォンを活用できることには相当な価値がある。もちろん学校持ち込みの際には、情報モラル教育をいっそう推進しなければならない。

小学校と中学校に携帯電話の持ち込みを原則として禁止してきたおよそ10年の間に、より高機能で魅力あふれるスマートフォンが普及している。これを含めた携帯電話の持ち込みを原則として認めようという政策は、非常に大胆かつ唐突なものだ。本稿の調査により、大阪府教育委員会の決定およびガイドラインは上から学校と保護者サイドに責任を取ってもらう方針が明らかになった。原則として持ち込みを認めることによって、恐らく多くの子どもたちは親しい友人の誰かがスマートフォンを購入してもらうと、自分も欲しくなって親に懇願するであろう。また、複数の友人が所持してLINEなどで交信を始めると、自分もその仲間に入りたいと考えるだろう。雪崩を打つように、小学生の多くが親からスマートフォンを買ってもらうという現象が起きるのではないだろうか。小学生4年生以下の携帯電話がスマートフォンではないタイプの比率が高い現状からも、機能を緊急連絡に絞った機種に限定した持ち込み許可が当面の危険回避のために有効である。

また、中学校でスマートフォンの持ち込みを原則として認めることにするのであれば、推進している情報モラル教育をこれまでより一層充実させ、成果を上げられるものとしなければならない。そのためには、学習指導要領にも入念で詳らかな記述が必要となるであろうし、そうした変更のため当該審議会でも十分に議論されることが求められる。教科書に反映し、正規の授業で取り組むべきではないだろうか。保護者にも十分な注意喚起と学校側との連絡協議の必要性を理解してもらうことが必要となる。通学に所持させたいと希望する保護者に対して、厳密な申請をさせる許可制からスタートしてみてもどうだろう。大阪府教育委員会のガイドラインでは、最初から原則として持ち込みを認めるとしておきな

がら、保護者と子ども本人に同意を確認したうえでの申請を義務付けようとしている。現在の解禁の動きは、その発表によってスマートフォンを所有したい子ども、売り上げを伸ばしたい企業、それに契約を獲得したいキャリア企業の期待を膨らせてしまい、結果として、教員と保護者に大きな負担を強い、そのつけは子どもたちに負の体験として回ってしまうのではないだろうか。そうなることは、決して許されることではない。

人口減少局面に入った我が国において、子どもたちの安全な生活と健全な成長が何よりも大切なことである。スマートフォンが若年層へ急速に普及できたとしても、そのために子どもたちに問題がふりかかるとは、本末転倒である。携帯電話の小中学校持ち込み解禁の動向は、十分な注意を払ってゆくことが国民一人ひとりに求められる案件である。

【参考・引用文献等】

- 加藤浩治、『スマートフォンの普及とわが国の対応策』、平成国際大学論集,第 21 号 2017 年 2 月,pp.133-175.
- 加藤浩治、『ICT とインターネットトラブルに関する初等中等教育教員の認識』（平成国際大学教職支援センター紀要：教職研究,第 2 号 2017 年,pp.221-233）
- 加藤浩治、『大学の情報リテラシー授業におけるスマートフォン利用事例と考察』, pp.177-178, コンピュータ利用教育学会, 2018 PC Conference.
- 教育庁市町村教育室小中学校課「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」,2019 年 3 月 27 日 <http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/keitai/index.html>
- 産経新聞【日本の議論】小中学校へのスマホ持ち込み解禁,2019.4.21
<https://www.sankei.com/premium/news/190421/prm1904210005-n1.html>
- ICT 教育ニュース, 「文科省, 学校における携帯電話の取り扱い見直し議論開始 「災害」「事件」等踏まえ」2019 年 6 月 1 日, <https://ict-enews.net/2019/06/01mext-13/>
- 総務省 総合通信基盤局 消費者行政第一課 青少年担当, インターネットトラブル事例集 (2018 年度版), https://www.soumu.go.jp/main_content/000590560.pdf
- 教育新聞, 「携帯電話持ち込み禁止「維持を」 全連小と全日中が表明」,2019 年 7 月 25 日
https://www.kyobun.co.jp/news/20190725_04/
- 教育新聞, 「スマホ持ち込み「依存症の危険」指摘」, 2019 年 10 月 11 日
https://www.kyobun.co.jp/news/20191011_04/
- 内閣府, 「平成 30 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査結果 (速報)」,平成 31 年 2 月,
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/harm/chousa/h30/net-jittai/pdf/sokuhou.pdf>
- 日経新聞, 「学校の ICT 活用遅れ, 解消へ一歩 文科省が工程表」, 2019 年 6 月 25 日
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO46555110V20C19A6CR8000/>
- 日経新聞, 「都立高, 個人スマホを授業で活用へ 18 年度から」,2018 年 1 月 4 日,
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO25333430U8A100C1CC1000/>
- 都立学校 BYOD ネットワークシステム利用ルール (生徒向け)
<http://www.mukogaoka-h.metro.tokyo.jp/site/zen/content/000306683.pdf>
- 文部科学省の学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議 (令和元年度) (第 3 回)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/150/shiryo/1418692.htm
- 神戸秀巳 (神奈川県立秦野高等学校長), 「授業等で ICT 利活用を進めています」
<https://hadano-h.pen-kanagawa.ed.jp/gaiyou/koutyou/h29-koucyou025.pdf>
- 小宮山利恵子, 「いま日本に「スマホで授業」が絶対必要なワケ」,
<https://toyokeizai.net/articles/-/82652>
- 小中学生のスマホ・ケータイ所有率 中学生は 65%, ほぼスマホを所持 2019 年 03 月 05 日,
<https://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/1903/05/news128.html>
- 神奈川県立生田高等学校, 「ICT 教育先進校に聞く ①21 世紀型スキルの「道具・文房具として ICT が使える」人材を育成するために」,https://dricomeye.net/01_journal/journal_20190708.html
- 国立教育政策研究所, OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA2015)
<https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/index.html>
- OECD ウェブサイト「PISA 2015」,<http://www.oecd.org/pisa/data/2015database/>
- 白澤秀剛・丸山由紀子『全学向け情報モラル教育の現状とアクティブラーニング導入による教育効果』 (JUICE Journal 2014 No.1, http://www.juce.jp/LINK/journal/1403/pdf/03_03.pdf)
- 陣内誠・古賀萌子・丹野駿・角和博『学校 ICT 活用を支える情報モラル教育の実践』 (佐賀大学教育実践研究第 35 号平成 29 年度, pp.121~128, http://portal.dl.saga-u.ac.jp/bitstream/123456789/123435/1/jinnai_2017.pdf)